

九州運輸局オープンカウンター方式実施要領

九州運輸局総務部会計課

令和8年6月25日

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、九州運輸局（以下、「当局」という。）が会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、見積書を徴する相手方を選定せず、参加を希望する者（以下、「見積参加者」という。）から提出される見積書により見積合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第99条第2号から第7号までに規定する少額随意契約のうち、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）が本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

(参加資格)

第3条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格は、別に定めるものの他、次のとおりとする。

- ① 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」又は「物品の買受け」で、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有しない者で見積書提出期限までに競争参加資格の認定を受けていることを証明できる者であること。

なお、競争参加資格の種類については、見積依頼書ごとに契約担当官等が決める。

- ③ 九州運輸局長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(見積の方法等)

第4条 見積等に関する諸条件については、以下のとおりとする。

- ① オープンカウンター方式により見積合わせを行うときは、見積依頼書を電子調達システム（以下、「調達ポータル」という。）及び当局ホームページ（以下、「ホーム

ページ」という。)にて閲覧に供する。

- ② 見積に関する諸条件は、必要に応じて仕様書等により提示する。
- ③ 仕様書等の交付は、調達ポータル及びホームページにて交付する。
- ④ 見積書の提出は、調達ポータル、持参及び郵送（書留郵便等の配達の記録が残るもの）又は電子メール（押印省略時に限る。）とする。なお、見積書提出期限までに到着しなかった見積書は無効とする。また、見積書提出後は開封の前後を問わず、辞退をすることはできない。一度提出した見積書の引き換え、変更又は取消は認められない。
- ⑤ 見積書の押印を省略する場合は、見積書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載しなければならない。
- ⑥ 見積参加者は、本要領及び仕様書等を熟読し承諾の上で見積を行うこと。なお、当該調達について疑義がある場合は、当局に説明を求めることができる。ただし、見積書提出後、当該調達についての不明を理由として異議を申立てることはできない。
- ⑦ 見積書には、調達案件の価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を加算して見積るものとし、見積書には消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること。
- ⑧ 見積に際し、納入等を行う物品は仕様書等で指定した規格等と同等以上とする。
指定した規格等と異なる規格で見積を行う場合には、見積書の提出前に当局まで申し出て、その了解を得ること。申し出及び了解のない規格外の物品の納入等は認められない。

（見積合わせ）

第5条 見積合わせに関する手続きは以下のとおりとする。

- ① 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に非公開にて行う。
- ② 落札者の決定は、有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、契約の目的に応じ、最低又は最高の価格で見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- ③ 見積合わせをした場合で、決定となるべき金額をもって見積をした者が2者以上あるときはくじ引きで決定する。くじ引きの日程は電話等で速やかに通知するが、参加できない場合は、該当の契約事務に関係のない会計課職員が代わってくじを引くこととする。
- ④ 提出された見積書のうち、予定価格の制限の範囲内の価格が無いときは、見積に参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることができる。
- ⑤ 見積書提出期限までに見積書の提出が無い場合や、提出された見積書が予定価格の制限の範囲内の価格が無い場合は、そのオープンカウンター方式見積合わせは成立しないこととなる。その場合は当局が別途選定した者に見積を依頼し、見積合わせ

を行うことができる。

- ⑥ 契約の相手方に決定した者が提出した見積書に金額の内訳の記載がない場合には、内訳書（様式任意）の提出を依頼することができる。

（見積合わせの結果）

第6条 見積合わせの結果は、契約の相手方として決定した者へのみ通知する。

（注意事項）

第7条

1. 私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為は行ってはならない。
2. 以下の項目に該当する見積書は無効とし、無効の見積を行った者を契約の相手方として決定していた場合は、その決定を取り消す。
 - ① 参加する資格の無い者が行った見積書
 - ② 件名、金額、氏名、押印等見積書に記載等を必要とする事項について、記載のない見積書、又は誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
 - ③ 同一人の見積で金額の異なる2通以上の見積書全部
 - ④ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者を見積書
 - ⑤ 金額を訂正した見積書
 - ⑥ 郵送等で見積書を提出する場合で、見積依頼書に記載する見積書提出期限までに到達しなかった見積書
 - ⑦ 仕様書やその他見積に関する条件に違反した見積書
3. 見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとする。
4. 契約の相手方を決定するために、当局が指定した期日までに見積参加者に対して追加資料の提出を求める場合がある。
5. 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
6. 都合により、見積合わせを取り止めることがある。
7. 契約保証金については、これを免除とする。
8. 契約の相手方として決定した者が正当な理由が無く、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

以上

オープンカウンター参加者 殿

見 積 依 頼 書

下記事項について、見積書を提出願います。

記

1. 件 名：
2. 履行又は納入期限：令和 年 月 日まで
3. 履行又は納入場所：
4. 見積書提出場所：
5. 見積書提出期限：令和 年 月 日 時 分
6. 見積合わせ日時：令和 年 月 日 時 分
7. 必要な競争参加資格の種類等：
8. 問 い 合 わ せ 先：九州運輸局総務部会計課
9. その他
 - (1) 見積書の様式は任意である。(ただし、別途様式の指示がある場合はこの限りではない。)
 - (2) 見積書の宛先は、「九州運輸局長」とする。
 - (3) 課税事業者にあつては、見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。
 - (4) 本件は、発注者の都合により、予告なく中止にすることがある。
 - (5) 本件参加にあたっては、「九州運輸局オープンカウンター方式実施要領」及び仕様書等を熟読すること。
 - (6) 見積合わせの結果は、契約の相手方として決定した者へのみ通知する。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
九州運輸局長

以上

【参考】

会計法

第 29 条の 3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第 3 項及び第 4 項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。
- 3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第 1 項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが有利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。
- 4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
- 5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

予算決算及び会計令

（随意契約によることができる場合）

第 99 条 [会計法第二十九条の三第五項](#) の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が 400 万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が 300 万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が 150 万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が 100 万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が 50 万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が 200 万円を超えないものをするとき。